

一時支援金 申請の流れ

- この書類を印刷し、流れに沿って手続きをして下さい。
- 事前確認の際は、この書類をお持ち下さい。
- 当所での事前確認は**会員のみ**となります。

法人名 (法人) 氏名(個人事業主)	
茅ヶ崎商工会議所 会員番号	

1 申請IDの取得

- 一時支援金事務局ホームページで登録を行い**申請ID**を取得して下さい。

- 事務局ホームページ

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry>



申請情報記入欄

申請ID	
法人番号 (法人)	
生年月日 (個人事業主)	
登録電話番号	
登録メールアドレス	

2 登録確認機関での事前確認

- お電話、もしくは窓口にて**ご予約**下さい。

予約日時記入欄

予約日時	月 日 :
------	-------

- **下記必要書類**をご用意のうえ、**ご持参**下さい。

必要書類チェック欄

を し て し ま う す	<input checked="" type="checkbox"/> この用紙	<input type="checkbox"/> 通帳の写し (2019年1月以降の事業取引を記録したもの)	<input type="checkbox"/> 確定申告書の控え (2019年1月～3月及び2020年1月～3月 までをその期間に含む全てのもの)
	<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書	<input type="checkbox"/> 対象月の売上台帳等	
	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人事業主のみ)	

※必要書類の詳細、ご質問は一時支援金事務局(0120-211-240/03-6629-0479)までお問い合わせ下さい。

- **下記確認事項**を確認のうえ、**チェック**して下さい。

確認事項チェック欄

を し て し ま う す	<input type="checkbox"/> 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ)、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識している。	
	<input type="checkbox"/> 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識している。	
	<input type="checkbox"/> 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではないことを認識している。	
	<input type="checkbox"/> 一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している。	
	<input type="checkbox"/> 「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力の支払い対象となっている飲食店」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。	
	<input type="checkbox"/> 今後、事業を継続する意思がない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識している。	
	<input type="checkbox"/> 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署した。	
	<input type="checkbox"/> 一時支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している。	